

教職課程に関する自己点検・評価の実施方針

1. 趣旨

本学の教職課程の運営にあたっては、当該課程の目的・目標に照らし、教育内容・方法、学修成果の状況等を検証し、絶えず教育の質の維持・向上に努める必要がある。また、教育職員免許法施行規則では、第22条の8に「課程認定を有する大学は、当該大学における認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」とされているところである。

これを踏まえ、本方針は、東京神学大学における教職課程の自己点検・評価を適切かつ効果的に実施するため、その基本的枠組みを定めるものである。

2. 点検・評価の項目

自己点検・評価は次に掲げる項目について行う。

- (1) 教育理念・学修目標
- (2) 授業科目・教育課程の編成実施
- (3) 学修成果の把握・可視化
- (4) 教職員組織
- (5) 情報公表
- (6) 教職指導（学生の受け入れ・学生支援）
- (7) 関係機関等との連携

3. 実施体制

自己点検・評価は、教職課程運営委員会が中心となり、必要に応じて教職課程科目を担当する教員の協力を得て行う。

教職課程運営委員会は、点検・評価結果を内部質保証向上委員会に報告する。

4. 実施時期

教職課程運営委員会は、恒常に自己点検・評価に取り組むものとし、当該結果を原則として毎年報告書として取りまとめる。

5. 他の評価等の活用

教職課程運営委員会は、自己点検・評価に、学内の内部質保証や他の自己点検・評価の結果、関係者（学生、卒業生、担当教員、実習校等）からの意見聴取の内容を活用することができる。

6. 結果の取り扱い

教職課程運営委員会は、自己点検・評価の結果を踏まえ、教育の質の向上・改善を図る。

学長は、内部質保証向上委員会の了解の下、自己点検・評価について、報告書を学内外に公表する。